

○検察事務官（副検事立会事務官・男性）



≪検察庁の志望理由など≫

私は、大学で法律を専攻していたことから、学んだことを活かすことができる職業に就きたいと考え、さらに地元である群馬県で仕事をしたいと思ったので、前橋地検の検察事務官を志望しました。

ほかにも法律に携わる職業は多くありますが、その中でも、捜査から事件の処分までの刑事手続に従事する「検察官」の側で業務ができる環境に魅力を感じ、また検察庁という組織を下支えする検察事務官という職業が私の性格に適していると考え、検察事務官になることを決めました。

≪担当業務について≫

【業務内容】

立会事務官の業務は、とても簡単に言えば、検察官のサポートです。

例えば

- ・被疑者の取調べの立ち会い

（最近では、裁判員裁判対象事件等で取調べの録音録画が実施されていますが、その準備も立会事務の一環になります。）

- ・警察や裁判所、弁護士など各事件関係者との連絡調整
 - ・「起訴」や「不起訴」といった事件の処分に係る書類の作成・点検作業
- など、立会事務は多岐にわたります。

【やりがい】

刑事事件は多くの方があまり関わらないものですが、もし当事者になった際にはその人の人生に大きく影響する事になります。

そして、その重要な局面に検察官と立ち会えることが立会事務の醍醐味だと思います。

また、私の場合は、各刑事手続について、学生の時に学んだ法律の知識に基づいてその根拠や目的に気が付いたり、検察官から教えてもらった時に、仕事の楽しさを感じています。

≪皆様へのメッセージ≫

たくさんの選択肢がある中で、一つの職業を決めることは、とても難しいと思います。

しかし、検察庁における、仕事のやりがいや研修制度の充実さといった職業を選択する上での判断要素は、他の職業に比べて、どれも高い水準にあると思います。

さらに、前橋地検は、大きな部制庁ではない反面、職員同士の顔が覚えやすく、働きやすい環境だと言えます。

検察庁の仕事に興味がある方、まだ自分の進路に悩んでいる方、是非前橋地検の業務説明会や官庁訪問に参加してみてください。